

「うちみたいな小規模は関係ないから」と 思っていたら危険！消費税インボイス制度の肝

令和5年10月から適格請求方式（インボイス）制度が導入されます。
本制度のもとでは、登録を受けた事業者が発行した「適格請求書」の保存が仕入れ控除の要件となります。
この適格請求書は課税事業者のみが発行できるため、適格請求書が発行できない免税事業者は今の取引先から取引を避けられる恐れがあります。
そうならないために、本講習会ではインボイス制度の概要をお伝えいたします。
本講習会ではインボイス制度の内容、免税事業者の場合は課税を選択するかの判断や、納税の負担脱却に向けて粗利額を増やす方法の検討等、分かりやすく説明していきます。この機会にぜひご参加ください。

日時

令和4年7月27日（水）
18時30分～20時30分

会場

島田掛川信用金庫榛原支店 2F
会議室（牧之原市静波207番地1）

参加費

無料

定員

30名

定員になり次第メ切らせていただきます

主催
問合せ

牧之原市商工会青年部

TEL0548-52-0640

FAX0548-52-4846

講習会内容・講師紹介

中小企業・小規模事業者のためのインボイス講習会

講習会内容

- 1 免税の小規模事業者こそ再点検を
- 2 課税事業者は仕入れ先の登録確認を
- 3 インボイスの発行のために準備すること
- 4 電子帳簿保存法について（全事業者が対象）



古川 忠彦 氏

中小企業基盤整備機構中小企業
支援アドバイザー
アルパーコンサルティング株式
会社代表取締役
経営管理修士（MBA）



大学卒業後、株式会社TKCに入社し、第一線のコンサルティングセールス業務からマーケット企画業務、マネジメント業務等を行う。
2014年にアルパーコンサルティング(株)を設立。
中小企業大学校専門講師などを務める。

令和4年 7/27インボイス講習会参加申込書 FAX：52-4846（牧之原市商工会宛）

事業所名		
参加者名		
連絡先	TEL () -	
	FAX () -	

こちらのQRからも
申し込いただけます

